

歯科施設基準について

○当院では下記の事項について、厚生労働省地方厚生局に施設基準に適合している旨の届出を行っています。

●初診料の注 1

当院は、口腔内で使用する歯科医療機器などについて、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底するなど十分な院内感染防止対策を講じています。

●医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備加算

オンライン資格確認・請求を行う体制を有し、薬剤情報、診療情報などを取得活用して診療を行い、質の高い医療の提供に努めています。これにより「健康保険法」の診療報酬上の規定に基づき以下の点数を算定します。

医療 DX 推進体制整備加算 1・・・初診時 9 点(月 1 回)

医療情報取得加算・・・初診時:1 点

再診時:1 点(3 カ月に 1 回)

●歯科外来診療医療安全対策加算1

偶発症など緊急時には、当院医科と連携を行い迅速かつ円滑に対応していきます。また医療安全委員会を毎月開催。医療事故防止のための対策について協議し、患者様に安全・安心な医療の提供に努めています。

●クラウン・ブリッジ維持管理料

当院で作製した金属の冠やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

但し以下のものは対象外となります。

3/4冠(前歯)、4/5冠(小臼歯)、全部金属冠(小臼歯及び大臼歯)、レジン全装金属冠

●CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー

コンピュータ支援設計・製造ユニット(CAD/CAM)を用いて冠・インレーを作製し、補綴治療を行っています。※金属アレルギーの患者さんは気軽にご相談下さい。